

小規模考査項目運用表

施工体制(主任監督員)

考査項目	細 別	b	c	d	e
1. 施工体制	. 施工体制一般	施工体制が適切である。		施工体制がやや不備である。	施工体制が不備である。
		「評価対象項目」			「評価対象項目」
		<p>作業分担の範囲が確認でき現場と一致している。</p> <p>工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。</p> <p>施工体制一般について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。</p> <p>上記該当項目を総合的に判断してb、c、d、e評価を行う。</p>			<p>施工体制が不備のため改善指示を行った。</p> <p>上記項目に該当があれば・・・e</p>

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	. 配置技術者 (現場代理人等)	技術者が適切に配置されている。	技術者がほぼ適切に配置されている。	他の事項に該当しない。	技術者の配置がやや不備である。	技術者の配置が不備である。
		「評価対象項目」			「評価対象項目」	
		<p>現場代理人として、工事全体の把握ができており、また、発注者とのコミュニケーションが適切にとられている。</p> <p>工事内容を理解したうえで、現場での臨機の対応ができています。また、良好な施工に努め、必要な工事書類が整理されている。</p> <p>法令上必要な技術者等(主任技術者、作業主任者、専門技術者)を必要に配置している。</p> <p>配置技術者について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>			<p>現場代理人等の技術者配置が不備のため改善指示を行った。</p> <p>上記項目に該当があれば・・・d</p> <p>指示の不履行・・・e</p>	

小規模考査項目運用表

施工状況(主任監督員)(1)

考査項目	細 別	b	c	d	e	
2. 施工状況	. 施工管理	施工体制が適切である。	他の事項に該当しない。	施工体制がやや不備である。	施工体制が不備である。	
		「評価対象項目」			「評価対象項目」	
		<p>施工に先立ち現場条件を反映した施工計画が提案され、現場においても概ね一致して行った。</p> <p>日常的な施工管理を行っていることが工事記録で確認できる。また、現場内での整理整頓が日常的になされている。</p> <p>建設廃棄物、リサイクル及び過積載防止等への取り組みが見られるとともに、使用機械、車輛等の低騒音、排出ガス対策に努めている。</p> <p>施工管理について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。</p>			<p>施工上の義務が守られなかったため改善指示を行った。</p> <p>指示の不履行・・・e</p>	
		上記該当項目を総合的に判断してb、c、d、e評価を行う。				

考査項目	細 別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	. 工程管理	工程管理が適切である。	工程管理がほぼ適切である。	他の事項に該当しない。	工程管理がやや不備である。	工程管理が不備である。	
		「評価対象項目」			「評価対象項目」		
		<p>現場条件による各種制約に適切に対応し、必要に応じ工程見直しを行って円滑な工事進捗を行った。</p> <p>作業員に過度の負荷が生じないよう、休日等の配慮を行っている。</p> <p>工程管理について、指摘事項gなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。</p>			<p>自主的な工程管理がなされなかったため改善指示を行った。</p> <p>上記項目に該当があれば・・・d</p> <p>指示の不履行・・・e</p>		
		上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。					

小規模考査項目運用表

施工状況(主任監督員)(2)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	. 安全対策	安全対策を適切に行った。	安全対策をほぼ適切に行った。	他の事項に該当しない。	安全対策がやや不備であった。	安全対策が不備であった。	
		「評価対象項目」			「評価対象項目」		
		安全点検、安全パトロール、安全教育等を実施し労働災害事故防止に努めている。  朝礼等の実施により日々の安全指導を行い、新規入場者には個別に安全指導するなど作業員の安全対策に努めている。  使用機械・車輛等、足場・支保工等に仮設物、工事現場における保安施設等の安全管理が適切である。  安全対策について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。			安全対策の不備により問題が生じた。 上記項目に該当があれば・・・d 指示の不履行・・・e		
		上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。					

考査項目	細 別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	. 対外関係	対外関係が適切であった。	対外関係がほぼ適切であった。	他の事項に該当しない。	対外関係がやや不備であった。	対外関係が不備であった。	
		「評価対象項目」			「評価対象項目」		
		工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない。  積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情がなかった。または苦情によるトラブルが少なかった。  対外関係について、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。			関係法令に違反する恐れがあったため指示を行った。 上記項目に該当があれば・・・d 指示の不履行・・・e		
		上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。					

小規模考査項目運用表

出来形(主任監督員)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	上水道工事	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが非常に少ない。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、比較的に少ない。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	
		「評価対象項目」			「評価対象項目」	「評価対象項目」
出来形		<p>出来形の評定は、工事全般を通したものとする。</p> <p>出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。</p> <p>出来形管理とは、「新潟県土木工事標準仕様書」「土木工事施工管理基準」、「土木工事請負必携」及び「日本水道協会水道工事標準仕様書」等の試験項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。</p> <p>「約款」は、新発田市建設工事請負契約約款をいう。</p> <p>出来形管理資料による評定が困難な場合は、現地立会・測定結果等を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>			改善指示を行った。 上記項目に該当があれば・d	破壊検査を行った。 上記項目に該当があれば・e

小規模考査項目運用表

品質(主任監督員)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
品質	上水道工事	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない(特に優れていればa)		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
		<p>品質の評定は、工事全般を通したものとする。</p> <p>品質とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。</p> <p>品質管理とは、「新潟県土木工事標準仕様書」「土木工事施工管理基準」、「土木工事請負必携」及び「日本水道協会水道工事標準仕様書」等の試験項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。</p> <p>「約款」は、新発田市建設工事請負契約約款をいう。</p> <p>出来形管理資料による評定が困難な場合は、現地立会・測定結果等を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>				<p>「評価対象項目」</p> <p>改善指示を行った。 上記項目に該当あれば・d</p>

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	細 別	技術力キーワード一覧表
4. 高度技術	. 高度技術 キーワード評価	<p>施工規模の大きさへの対応</p> <p>構造物固有の難しさへの対応</p> <p>技術固有の難しさへの対応</p> <p>厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p>厳しい周辺環境等、社会条件への対応</p> <p>施工現場での対応</p> <p>その他</p>
		<p>評点： 点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度な技術力は、加点评価とする。</li> <li>・加点は+13点～0点の範囲とする。</li> </ul> <p>1項目2点を目安とするが、内容によってはそれ以上または以下の点数を与えてもよい。</p> <p>標準考査項目別運用表を参考に総合的に判断して加点する。</p>

1. 高度な技術力とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力を要する必要があった技術を評価するものである。なお、評価は「5. 創意工夫」との二重評価はしない。

2. 高度技術は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽妙な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目「5. 創意工夫」で評価はしなかったものを対象とする。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	細 別	技術力キーワード一覧表
5. 創意工夫	. 創意工夫 キーワード評価	<p>準備・後片付け関係</p> <p>施工関係</p> <p>品質関係</p> <p>安全衛生関係</p> <p>施工管理関係</p> <p>その他</p>
		<p>評点:       点</p> <p>・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。</p> <p>・加点は+7点～0点の範囲とする。</p> <p>1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。</p> <p>標準考査項目別運用表を参考に総合的に判断して加点する。</p>

1. 創意工夫においては「5 高度な技術力」の考査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。評価はしない。
2. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽妙な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽妙なものを評価する。
3. 「4. 高度技術」との二重評価はしない。

小規模考査項目運用表

施工状況(総括監督員)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	. 施工管理	工程管理が非常に優れている。	工程管理がやや優れている。	他の事項に該当していない。	工程管理がやや不備である。	工程管理が不備である。
		「評価対象項目」				
		<p>災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。</p> <p>隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。</p> <p>地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。</p> <p>代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。</p> <p>その他</p> <p>理由 上記該当項目を総合的に判断してb、c、d、e評価を行う。</p>				

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	. 安全管理	安全対策が非常に優れている。	安全管理がやや優れている。	他の事項に該当しない。	工程管理がやや不備である。	工程管理が不備である。
		「評価対象項目」				
		<p>建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。</p> <p>安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている。</p> <p>安全管理に関する創意工夫がある。</p> <p>安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>				



小規模考査項目運用表

社会性(総括監督員)

考査項目	細 別	a	b	c
6. 社会性等	. 地域への貢献度等	地域への貢献が非常に優れている	地域への貢献がやや優れている	他の事項に該当しない場合
「評価対象項目」				
<p>河川、海岸等の環境保全を具体的に実施した。</p> <p>国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。</p> <p>現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。</p> <p>地域生活に密接したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。</p> <p>災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。</p> <p>上記該当項目を総合的に判断してa、b、c評価を行う。</p>				

地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点点評価する。

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
8. 法令遵守等	「評価対象項目」	
	措置内容	点数
	1. 指名停止3ヶ月以上	- 20点
	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点
	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点
	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点
	5. 文書注意	- 8点
	6. 口頭注意	- 5点
	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽妙なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)その他	- 3点
	<p data-bbox="539 874 1189 906">当該工事において、上記の措置を行った場合に評価する。</p> <p data-bbox="510 975 2096 1034">当該項目の 欄に該当する措置内容の項目に「レ」マークを記入する。また、法令遵守等にかかる措置内容の「5. 6. 7」の該当項目がない場合は、関係者へ聞き取りなどを踏まえ総合的に判断し評価する。</p>	

項目該当なし

小規模考査項目運用表

施工状況(技術検査官)

考査項目	細別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	. 施工管理	施工管理が優れている。	施工管理がやや優れている。	他の事項に該当しない。	施工管理がやや不備である。	施工管理が不備である。	
		「評価対象項目」				「評価対象項目」	
		<p>施工に先立ち現場条件を反映した施工計画が提案され、現場においても概ね一致していることが確認できた。</p> <p>日常的な施工管理を行っていることが工事記録で確認できる。また、現場内での整理整頓が日常的になされていることが確認できた。</p> <p>建設廃棄物、リサイクル及び過積載防止等への取り組みが見られるとともに、使用機械、車輛等の低騒音、排出ガス対策に努めていることが確認できた。</p> <p>工事の関係書類及び資料整理がよい。</p>				<p>施工上の義務が守られなかったため改善指示を行った。</p> <p>上記項目に該当があれば・・・d 指示の不履行・・・e</p>	
		上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。					

小規模考査項目運用表

出来形小規模(技術検査官)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	上水道工事	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが非常に少ない。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、比較的に少ない。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	
		「評価対象項目」			「評価対象項目」	「評価対象項目」
出来形		<p>出来形の評定は、工事全般を通したものとする。</p> <p>出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。</p> <p>出来形管理とは、「新潟県土木工事標準仕様書」「土木工事施工管理基準」、「土木工事請負必携」及び「日本水道協会水道工事標準仕様書」等の試験項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。</p> <p>「約款」は、新発田市建設工事請負契約約款をいう。</p>			改善指示を行った。 上記項目に該当があれば・d	破壊検査を行った。 上記項目に該当があれば・e

小規模考査項目運用表

品質小規模(技術検査官)

考査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ  品質	共通	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。(特に優れていればa)		品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足しa及びbに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	
「評価対象項目」				「評価対象項目」	「評価対象項目」	
品質管理資料による評定が困難な場合は、現地立会・試験結果等を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。				改善指示を行った。 上記項目に該当があれば・d	破壊検査を行った。 上記項目に該当があれば・e	

小規模考査項目運用表

出来ばえ小規模(技術検査官)

考査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形 及び 出来ばえ	共通	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。(極めて良好であれば、aとする。)		他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
. 出来ばえ					